

令和元年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和元年6月28日（金）9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 9名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
5. 議事参与が制限された委員数 0名
6. 議事日程
（1）出席確認
（2）会長挨拶
（3）議 事
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
③ 農地法第4条の規定による許可申請について
④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
⑤ 農地転用事業計画変更申請について
⑥ 非農地証明の発行について
⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
⑧ 農業委員会の適切な事務実施について
⑨ その他
（4）その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、課長補佐 三浦信幸、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和元年 第6回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますが、会長がちょっと遅れているので副会長

に議事進行をお願いします。

副会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。
お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号 4番 大野 重利 委員にお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。
なお、農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2号 1件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号ですが、議席番号8番 佐藤 孝雄 委員より説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

今、説明がありました様に農地法に関しては問題ないという事であります。

私も聞き取りと現地確認に行きましたが、行政書士さんと話をしており、本人と話せていないので詳しいところまではわからないのですが、農地法的には問題ないという事であります。

議 長

それでは、この議案2号について、質問があればお願いします。
ご質問はないでしょうか。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

3番 高田 英 委員

この方は新規就農だと思のですが、そのころはどうですか？

現在の経営面積が0なので、新規就農でこの面積でやるという事はかなり大きなことだと思のですが。それに農業経験とかはあるのでしょうか？

8番 佐藤 孝雄 委員

それを私に聞かれてもわからない。

3番 高田 英 委員

事務局に資料が出ていると思いますが、事務局さんお願いします。

事 務 局

事務局に提出があった時に行政書士さんに聞きましたが、本人は現在会社勤めをしているが、父親が農業者のため農業を手伝っていた経験はあるとのこと。

そして、申請者の娘さんが今、農業大学校へ行っていて、卒業後は農業へ従事したいと考えているとのこと。

そして、申請者も後々は会社を辞めて、家族ぐるみで農業を経営していきたいという意向を伺っております。

議 長

他にありませんか。

(ありません。)

それでは、この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第3～6号 4件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案3号・4号・6号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案5号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案3号ですが、担当は議席番号7番 県会長ですが、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案番号3号、資料の1から3ページになります。場所は、湯布院郵便局の近く、細い道を入れて行った先に住宅が集まっている場所にある農地になります。

地目田んぼですが、熊本地震の関係で水が来なくなってしまったということで、現在耕作されておらず、転用したいという事で今回4条の申請となっております。

貸駐車場なのですが、付近に家が多いことと旅館のお客さんなどの利用者を見込める事から、駐車場台数、利用計画に問題はないと思います。

議 長

それでは、この議案3号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案4号について、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

この物件は、医大の近くに位置しており大分小挾間線の旧道の方に面しております。旧挾間町時代の産物らしいのですが、地区の防火用水を造るときに申請者所有の農地を提供して、そのまま現在までそれっきりだったようです。

防火水槽は21㎡と小さい面積ですので、審議を宜しくお願い致します。

議 長

昔行われた転用で今申請が出たという事でございます。

審議ありませんか。

(ありません。)

これ分筆とかは問題ないのか。おそらく挾間町時代に町の事業でやっていると思うが、分筆後も地主名義のままになっている。

事務局

資料の5ページに字図がありますが、一番大きい田んぼの左上の所に〇〇〇-4という田んぼがあります。これが当時防火水槽を造る時に用地として分筆をした田ですが、完成した現況が若干はみ出してしまっていたというところで、今回その右横にある〇〇〇-5という部分を、現況に合うように分筆をして、今回2筆で現状の防火水槽の面積を田んぼから転用するという申請が出ております。ですので、分筆については問題なく完了しています。

議長

所有者は由布市になっている？

事務局

所有者申請者の個人持ちです。事業用地を無償で提供し地元管理をするというようなもの。

3番 高田 英 委員

それでいいのですか？個人持ちだという事だと、税金とかはどうなっていますか？固定資産税とか。そこらへんはわかりますか？

事務局

先日の議会でも同じような部分に触れられたのですが、現在市名義の登記の修正などについては、農用地などを含んで、随時変更をしていっているということです。

いずれは市の管理する様になるかと思いますが、今回のような件では地元からの要望でとりあえず無償提供という形で分筆して防火水槽を造ったうえで、その後地目変更とかをしていくようになるかと思いますが。

議長

高田委員さんいいですか？

3番 高田 英 委員

はい。

議長

他に質疑ありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

議席番号9番 佐藤一富委員が欠席ですので、事務局お願いします。

事務局

議案5号です。資料は7ページから9ページです。申請地は挾間町鬼崎の田ノ小野集落です。変電所に行く手前位にあります。申請人の自宅前にあった45㎡の狭い田んぼを昭和46年から自宅用駐車場にしてしまったという事で、今回始末書添付で申請が出てきたものです。現状はカーポート付きの駐車場として利用されています。

雨水については、水路に放流するという事で同意書が付いているので、問題ないと思います。

宜しくお願いします。

議長

質疑を受けます。何か意見ありませんか？

(ありません。)

それでは、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

議案6号についても議席番号9番 佐藤一富委員が欠席ですので、事務局お願いします。

事務局

議案6号です。資料の10ページから12ページです。

場所は、イオン挾間店の裏手にある住宅地になっております。申請者の自宅の進入路の部分なのですが、申請者の父親が昭和49年からコンクリート敷きの進入路として利用していたという事で、今回始末書添付で申請が出たものです。

排水については、接続している市道の側溝に流れる様になっていきますので、問題はないと思います。宜しくお願いします。

議長

はい、質疑を求めたいと思います。

8番 佐藤 孝雄 委員

ここは拡張ということ？

事務局

いえ、現状はすでに完成して利用されており、現況に合うように分筆して今回申請という事で拡張はしません。

議長

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第7～14号 8件)

議長

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案7号、9号、14号の農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案8号、10号、11号、12号、13号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案7号について、議席番号5番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

議案番号7号について、説明させていただきます。資料の13ページからになります。

場所は210号線を湯布院の方に上がって行くと湯平温泉に入る道の手前のところになりますが、受人の会社の社長さんが農振除外を完了した時点で転用してしまっていて、現地を確認したら鉄板など敷いていて既に農地ではなかったのですが、場所的に仕方ないのかなと思います。

それで毎回思うのですが、このように建設会社をしている方が、今回のように農振とか外した後に農地転用をやらないといけないと分かってはずなのに、違反転用状態になっているのが多く見られるので、一回注意喚起した方がいいのではないかなと思います。農振除外の書類にも、除外後に転用しようとするときには許可が必要だと書いてもらったりした方がいいのではと思います。以上です。

議長

はい、質疑を求めます。質問ありませんか。

(ありません。)

それでは採決を取ります。意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

挙手多数により許可相当と認めます。

議案8号について、議席番号4番 大野委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

申請地は挾間町古野で、県道大分小挾間線の旧道の方に面しております。共同住宅という事で入居戸数は16戸を予定しているとのことです。

すぐ隣にも3階建ての共同住宅がありまして、排水関係もよく確認しましたが浄化槽排水を流してよいと許可書も付いておりますし、それなりの排水路もありますので問題ないかと思っております。

審議を宜しくお願いします。

議長

はい、質疑を求めたいと思います。

質疑はありませんか。

(ありません。)

なければ採決取ります。意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

挙手多数により許可相当と認めます。

議案 9 号について、議席番号 8 番 佐藤 孝雄委員から説明をお願いします。

8 番 佐藤 孝雄 委員

議案番号 9 号でございますが、渡人の子供が地元に戻って来て家を建てるという事です。

隣地同意や排水の流れ等は問題ないという事で審議をお願いします。

議 長

質疑を求めます。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは採決を取ります。意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

挙手多数により許可相当と認めます。

議案 10 号について、議席番号 9 番 佐藤一富委員が欠席ですので事務局よりお願いします。

事 務 局

議案 10 号です。資料は 24 ページから 26 ページです。場所は、挾間町のローソンがあるところから豊後国分駅の方に県道を入れていった先、大分市との市境の手前ぐらいになります。

不動産会社が、分譲宅地用地として 12 区画造成するという申請であります。隣接農地の同意や排水の同意は共に揃っておりまして、また 3 種農地である事から問題はないと思います。宜しくをお願いします。

議 長

質疑を求めます。質疑はありませんか。

(ありません。)

なければ採決取ります。意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

挙手多数により許可相当と認めます。

議案 11 号についても、議席番号 9 番 佐藤一富委員が欠席ですので事務局よりお願いします。

事 務 局

議案 11 号です。資料は 27 ページから 30 ページになります。申請地は由布市消防本部のすぐそばの所になります。近くのアパートに住んで居る受人が、農地を購入して自宅を建てるという事での申請です。

これについても、隣接農地の同意や放流同意共に揃っておりまして、3 種農地であ

る事から問題ないと考えます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは採決を取ります。意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

挙手多数により許可相当と認めます。

(会長到着により、議長を会長へ交代する。)

議案12号ですが、説明の方を議席番号4番 大野 重利 委員からお願いします。

4番 大野 重利 委員

この件も挾間町古野で医大病院の近くです。

住宅を建てたいという事でありまして、排水も流してよいという許可書も添付されておりますので問題はないと思います。2階建ての住宅と聞いております。以上です。

議 長

皆様より質疑があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

敷地に対して、建築面積が少ないような気がするのですが。配置図にも空白部分が多いので、そこのところはどうでしょうか。

事務局

資料33ページの図ですが、図で言うと上の三角形のように空白になっている部分には車3台分の駐車場として使用するという事を業者から聞いております。

そして、家の右側の部分が庭になるということで、図に駐車スペースが入っていないので空白部が多く見えますが、そこまで無駄に多いわけではないと思っております。

3番 高田 英 委員

この資料の中にそういったものはちゃんと入れて下さい。それを見て審議するので。事務局の手抜きなのか、申請人への指導が足りないのかわかりませんが、それが書かれていない資料を見ても我々はわかりませんので。よろしくお願いします。

議 長

事務局も高田委員さんの件、宜しく申し上げます。

他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案13号ですが、大野委員さんお願いします。

4番 大野 重利 委員

この案件も同じく挾間町古野です。これも一般住宅の予定とのことですが、排水についてもしっかりしておりますし別に問題はないかなと思ひまして、サインをしました。
審議を宜しくお願いします。

議 長
それでは、この議案13号について、ご質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英 委員)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

資料37ページの図の左側に車の横に、バトミントンエリアとありますが、こういったものは大丈夫なんですか？つまり、これも若干広いと思うのですが。
多分ですね、これ県にこのままいったら県から何か言われると思いますよ。だから私言っているんです。
そこは申請人に指導して図面を修正させるとかした方がいいのではと思います。どうでしょうか。

事務局

その件については、申請人に指導して、図面の修正等をさせたいと思います。指摘ありがとうございます。

議 長
高田委員さんいいですか。

3番 高田 英 委員

それと、バトミントンエリアというのがいいのか確認して下さい。

議 長
事務局、宜しく申し上げます。

はい、議案13号について、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案14号について、議席番号5番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

14号の説明をさせていただきます。資料は39ページになりますが、湯平温泉に行く大橋を通った下の所の畑という集落です。

渡人の方はすでに大分の方に住んでいて、農地を全然耕作していないのと古い家がありますが誰か戻ってきて耕作出来る状況ではないので、転用してしまって太陽光発電用地としたいという事でした。

農振除外もされておりまして隣接の同意もありますので、特に問題はないと思います。以上です。

議 長

はい、議案14号について、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

資料41ページの図の中に雨水の処理の事を何も書いていないのですが、そういう事は表示なくてよいのですか？そのままパネルを置くだけ？

太陽光の場合に一番問題になるのはそこではないかと思いますが。

5番 江藤 国子 委員

田の奥側に水路があって、そちらへ流れていくと説明を受けました。元が田んぼで斜面もきつくないので、大丈夫かなと思いました。

事 務 局

放流については資料の中にはないですが、排水同意書の中に放流先の図がついております。

既存水路の方に放流するという事で、水路組合の同意書が添付されています。

3番 高田 英 委員

田んぼですので、当然畔とかあると思うのですが、それを埋め上げて砂利を入れるのですか。それか、そのまま砂利だけ入れて太陽光設置するのか。

つまり、段差が出来た状態になるのかどうか。

5番 江藤 国子 委員

1筆の中で田んぼが2枚に分かれていたのは見たが、畔の部分は確認していなかった。

事 務 局

すみません、その部分は確認してなかったので、確認しておきます。

3番 高田 英 委員

添付書類で断面図は必要じゃなかったかな？

事 務 局

図面に断面図はあるが、砂利をどれくらいの厚さ敷くかは書かれていない。

砂利を敷いて基礎を打ち込んで、太陽光パネルを設置するという図面が出てきています。

3番 高田 英 委員

畦畔まで埋め上げれば水は表面を流れるし、畦畔を残せば雨水が溜まって既存水路へ流れ出るようになる。形によって違って来るからどうなのかなと思って。

推進委員 秋吉 一郎 委員

そこは田んぼが2枚に分かれている？造成しないでそれぞれ別でやるということ？

事務局

私の家の近所ですが、田んぼを誰か作ってくれないかという話もあったが、土質が悪く休耕田を作っても稲が育たないようなところですよ。

そういうことで、進入路もあるので砂利を敷いて、基礎の杭を打って、パネルを設置するというような図面が出ています。

何cm敷くかという所は図面には記載がないですけど、砂利敷きというのは間違いないですよ。

推進委員 秋吉 一郎 委員

今の状況を見たら、かなり雑草が生えているから最低でも砂利をしっかりと敷かないと周辺部へ影響しかねないので、その辺はしっかりと指導してほしい。

事務局

そこはしっかりと伝えたいと思います。

議長

こういう意見を含めまして、この案件 意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、結果挙手多数により許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地転用事業計画変更申請について」

(議案第15～17号 3件)

議長

続きまして、日程第5 農地転用事業計画変更申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地転用事業計画変更申請について、議案朗読説明。

議案15号から17号のすべての農地区分は都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

はい、15号からですが16号も関連案件でございますので、4番 大野委員さん一括して説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

説明します。申請地は挾間町古野地区で医科大学の近くです。

受人の会社が平成25・6年頃に農地転用の許可を取ったが、実施できずそのままになっていたという案件です。本社建物を移転するという計画があったらしいのです

が、諸事情により断念せざるを得なくて、今回駐車場にするという説明がありました。
売買する土地と貸借する土地が2筆あるのですが、一体として転用したいという事
あります。

排水関係も古野井路の方に流すということで同意が取れており、全部確認しまし
たが、問題ないという事でサインを致しました。

審議を宜しくお願いします。

議 長

はい、それでは説明終わりましたけども、この案件につきまして質問がある方お願
い致します。

(3番 高田 英 委員)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

受人の会社は、すぐ近くにあるのですか？

4番 大野 重利 委員

はい、申請地のすぐ近くです。

この会社は医療器具を取り扱っておるので、医大のすぐ近くにあります。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

なければ、この15・16号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と
認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、結果挙手多数により許可相当と認めます。

続きまして、議案17号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員が欠席のため、事
務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案17号です。資料は46ページから48ページです。場所は、挾間町のローソ
ンの近くで国道から向之原駅の方に抜ける道を入った所になります。

渡人が平成2年に住宅用地として5条の許可を取ったのですが、諸事情により住宅
の建設に至らず、現状畑として利用していた所です。

受人は夫婦で建設会社を営んでおまして、現在の資材置場が手狭になって困っ
ていたところ、元々知り合いであった渡人から土地の売却を考えているということ
を聞き、資材置場用地として購入したいということで話が固まったとのことです。

排水については自然浸透という事で放流はしないと聞いております。

宜しくお願いします。

議 長

説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご意見がある方お願いします。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

はい、この17号の案件、意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、結果挙手多数により許可相当と認めます。

■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第18～19号 2件)

議 長

続きまして、日程第6 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案18号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議案19号は、「赤野〇〇-1」については、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えますが、「赤野××-1」については、農地法第2条第1項の対象となるため非農地証明の発行はできないと考えます。

議 長

議案18号については、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この18号案件 非農地証明を発行致します。

事 務 局

議案19号について説明します。資料54ページに写真がありますが、今回2筆申請が出ておまして赤野〇〇番1と赤野××番1という事で申請が出ております。

〇〇番1は写真を見ていただければわかるように、急傾斜地にある昔の狭い田んぼのような感じで完全に藪になっている状態です。しかし、××番1は圃場整備田であり、農振がかかっている田であります。

今回、××番1について耕作をしなくなるということで、すでに荒廃している箇所と一緒に非農地の申請が出てきたものになります。

申請者には××番1については通常許可は出せないようなところですよというのは伝えているのですが、2筆で申請が出ておりますので総会にはかけさせていただいた次第です。

議 長

詳しく説明がありましたけど、現況が違いますので〇〇番1と××番1で分けていきたいと思えます。

ご質問があれば、お願いします。

(3番 高田 英 委員)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

××番1については、圃場整備田で農振掛かっている状況で、農政課とは協議されたのですか。

事 務 局

××番1については、申請が出ましたが現状非農地ではないです。

加えて、圃場整備田でもあるので農業委員会としては、非農地証明は出せません。

もし、本人が今後手続きするならば農政課の方で農振除外からしないといけないかと思いますが、無理と思いますので、申請で2筆出てきたのですが、農業委員会としては非農地許可を出せないという事で、本人に伝えております。

3番 高田 英 委員

圃場整備田の非農地の取り扱いについて、過去協議した時には圃場整備田は農振除外してから非農地を出すという話だったと思いますが。

事 務 局

ですので、申請者が2筆申請を出してきて、そのうち××番1については非農地を出せませんよと伝えてあります。

ただ、2筆で申請が出てきていることと、本人からかけるだけかけてほしいと言われたため、2筆を議案として挙げているということです。

実際は1筆の審議ということでお願いします。

議 長

それでは、〇〇番1について、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この〇〇番1は、非農地証明を発行致します。

××番1については、事務局から説明がありました様に、審議を行わなくても非農地証明は出せないということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案20～23号 4件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案20号からですが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この20号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案21号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この21号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案22号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この22号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案23号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この23号案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農業委員会の適切な事務実施について」

(議案24号 1件)

議 長

日程 第8 農業委員会の適切な事務実施について 事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農業委員会の適切な事務実施について、議案朗読説明。

議 長

今、事務局より説明がありましたけど、ご質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

ご質問ない様でございますので、本日、皆様にご確認頂きました平成30年度の評価及び平成31年度の活動計画について、市のホームページにて公開し九州農政局へ報告致しますので、ご了承ください。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しましたが、その他で何かあればお願いし

ます。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

2点ほど伺いたいのですが、前回の5月総会で審議した川北の太陽光発電施設についてなのですが、再生可能エネルギー条例の意見を付して許可相当で県に進達するという話になったと思いますが、その後県にはどのように進達したのか？それとその後県の農業委員会が行われているかは知りませんが、その中で説明してどういう結果になったか、教えてください。

私も地元の区長とかと色々やっていますので、そういった情報が必要なのでお答えください。

事務局

今日は推進委員さんもお見えですので、今までの経過から先に説明します。

この案件は最初、4月総会で議案が出ました。

そして4月総会で保留となった議案について、5月総会で再審議を行いました。

審議したのですが、非常に時間が掛かりました。というのも、太陽光発電を設置する場所から約1.5キロ離れた石武・光永地区の方へ雨水等が流れて行って川の氾濫など被害が出るのではないかと、石武・光永地区の方から開発について反対意見が出ています。その状況で、総事業面積約32,000㎡の内、8,411㎡が農地なので農地法5条申請が出されまして、そのような反対意見がある状況でどうするかということでもかなり時間を要しました。

その結果について、今高田委員さんから質問が出ましたので、それについて回答することでお願ひします。

先程言いましたように、先月の審議の中でいろいろな意見が出ました。

許可相当で進達できるのか、不許可相当とした方がよいのか、なかなか意見がまとまらなかったため、最終的に無記名投票による多数決を採りました。

その時は11名中10名の委員さんが出席しており、過半数を超える意見で許可相当だが意見付きで県へ進達するという結果になりました。

意見書の内容について説明します。

「当該事業については、事業地のある地元の荒木自治区からは同意を得ているが、放流先の約1.5kmに位置する石武自治区及び光永自治区は水害の発生などへの不安から強く反対しており、理解を得られていない状況にある。

また、「由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の手続きの中で、「事業者は石武・光永自治区の住民も納得できるよう、誠意を持って長期的に協議を進めてもらいたい。」という意見を事業者へ通知しており、市としては地元住民の理解を得てから開発が行われることを重要視している。

よって、本事業につきまして農地転用の許可基準を満たしていると判断されることから許可相当といたしますが、事業者は石武自治区及び光永自治区の住民から理解を得られるように長期的に協議を行ってもらいたい。」という内容の意見を付して県へ意見を進達しております。

そして、今回の案件は3,000㎡を超える転用となるため、県へ進達する前に大分県農業会議の常設審議会にかけました。そのような処理の中で、協議されたうえで県の方へ進達しているということです。

ただし、県の許可はまだ下りていません。

議 長

高田委員さん、どうでしょうか。

3番 高田 英 委員

県から市に対して照会がありましたか？意見について、どういう事なのかとそういう確認とかは何もない？

事 務 局

県からの照会はない。進達してそれっきりの状況。

3番 高田 英 委員

わかりました。それじゃあもう1点。

5月総会の太陽光の説明をしている中で、事務局さんの説明の中に不許可相当という言葉では進達出来ないっていう事を言われた様な受け止め方をしたのですが、それはどうなのですか？市として、許可相当という意見しか出せないのか、それとも不許可ということも出す事が出来るのか？ちょっとお答えいただきたい。

これは今回の太陽光は関係ない話です。

事 務 局

県への進達の内容として、不許可は可能です。由布市の農業委員会で委員さんが、農地転用許基準に基づいて審議を行って、その議案が基準を満たしてないと明確に判断されるなら、それは不許可として通達される事もあると思います。

しかし、通常は明確に不許可と判断されるような案件は議案に上がらないので、めったにないような処理になるかと思えます。

不許可相当では進達できないというわけではない。

3番 高田 英 委員

わかりました。

確かにそういった言い方をした様な気がして、後で考えてみたら、上がったものを全部許可にするのだったら、我々がここで審議する意味が無いなと思って。

議 長

他に質問はありませんか。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。